

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-351063

(P2004-351063A)

(43) 公開日 平成16年12月16日(2004.12.16)

(51) Int.Cl.⁷

A 6 1 B 5/00

A 6 1 G 12/00

G 0 6 F 17/60

F I

A 6 1 B 5/00

A 6 1 B 5/00

A 6 1 G 12/00

G 0 6 F 17/60

テーマコード (参考)

4 C 3 4 1

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号

特願2003-154370 (P2003-154370)

(22) 出願日

平成15年5月30日 (2003.5.30)

(71) 出願人

390014568

東芝プラントシステム株式会社

東京都大田区蒲田五丁目3 7 番 1 号

(74) 代理人

100081732

弁理士 大胡 典夫

(74) 代理人

100075683

弁理士 竹花 喜久男

(74) 代理人

100084515

弁理士 宇治 弘

(72) 発明者

飛知和 行雄

神奈川県川崎市幸区堀川町 6 6 番 2 東芝

エンジニアリング株式会社内

F ターム (参考) 4C341 LL30

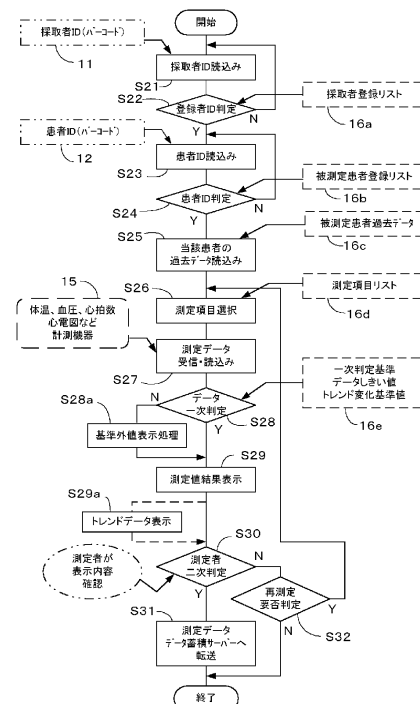
(54) 【発明の名称】 患者データ採取管理システム及び方法

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】採取データの信頼性が高く、採取作業の効率を高める患者データ採取管理システム及び方法を提供すること。

【解決手段】複数の測定項目の少なくとも1つ以上を指定する第1の指示手段 S 2 6 と、前記確認した該患者に装着され、前記指定した測定実施項目の測定手段から測定データを送受信して一時保持するデータ取得手段 S 2 7 と、この一時保持された前記測定データが、予め設定した基準範囲内にあることを判定する測定データ判定手段 S 2 8 と、この判定結果と前記測定データとを共に表示するデータ判定表示手段 S 2 9 と、前記データ採取者が、前記データ判定表示手段 S 2 9 の表示内容を確認し、測定データ判定手段 S 3 0 で妥当と判断した前記測定データを、当該患者の以前の測定データが記録されるデータ蓄積サーバーに転送・記録を指示する第2の指示手段 S 3 1 とから成ることを特徴とする患者データ採取管理システム。

【選択図】 図 2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

バイタルデータの測定を担当するデータ採取者を確認する第 1 の確認手段と、
前記測定の対象となる患者を確認する第 2 の確認手段と、
予め設定した複数のバイタルデータ測定項目の少なくとも 1 つ以上を指定する第 1 の指示手段と、
前記第 2 の確認手段により確認した前記患者に装着され、前記第 1 の指示手段により指定した測定実施項目を測定する測定手段と、
この測定手段から得られた測定データを読み込み、一時保持するデータ取得手段と、
このデータ取得手段に一時保持された前記測定データが、基準範囲内にあるか否かを判定する測定データ判定手段と、
この測定データ判定手段の判定結果を前記測定データと共に表示するデータ判定表示手段と、
前記データ判定表示手段により表示された前記測定データの記録を指示した場合に、前記患者の以前の測定データが記録されるデータ記憶装置を有するデータ蓄積サーバー、前記測定データの転送・記録を指示する第 2 の指示手段並びにコードリーダ有するモバイルコンピュータによるデータ管理端末装置とを具備することを特徴とする患者データ採取管理システム。

【請求項 2】

前記第 1 および第 2 の確認手段は、前記コードリーダにより、データ採取者または患者に装着されている ID コードを読み取り、前記データ蓄積サーバーに記録されたデータ採取者リストまたは患者リストに照会して確認するものであることを特徴とする請求項 1 記載の患者データ採取管理システム。

【請求項 3】

前記予め設定した複数のバイタルデータ測定項目には、体温、最高血圧、最低血圧、脈拍数、呼吸数の少なくとも 1 つが含まれ、バイタルデータ測定項目は前記データ管理端末装置の記憶手段に設定されることを特徴とする請求項 1 記載の患者データ採取管理システム。

【請求項 4】

前記予め設定した複数のバイタルデータ測定項目は、前記第 2 の確認手段により確認した前記患者の病状に基づき、前記データ記憶サーバーに患者毎に測定項目が設定され、これを前記データ管理端末装置が読み出して設定されることを特徴とする請求項 1 記載の患者データ採取管理システム。

【請求項 5】

前記予め設定した基準範囲は、患者の如何を問わず医学的見地より正常と判断する値の範囲が設定されることを特徴とする請求項 3 記載の患者データ採取管理システム。

【請求項 6】

前記予め設定した基準範囲は、前記第 2 の確認手段により確認した前記患者の病状に基づき、前記データ記憶サーバーに患者毎に基準範囲が設定され、これを前記データ管理端末装置が読み出して設定されることを特徴とする請求項 4 記載の患者データ採取管理システム。

【請求項 7】

前記第 2 の指示手段において、記録が指示された場合に、前記患者の以前の測定データが記録されるデータ蓄積サーバーのデータ記憶装置に転送・記録するデータは、前記測定データ、データ測定日・時・分、およびデータ採取者の各データであることを特徴とする請求項 1 記載の患者データ採取管理システム。

【請求項 8】

前記第 2 の指示手段において、前記測定データの記録を指示しない場合に、測定実施項目に対し、測定の再度実施、あるいは測定データ廃棄のいずれかを指示する第 3 の指示手段を設けたことを特徴とする請求項 1 記載の患者データ採取管理システム。

【請求項 9】

前記第 2 の確認手段により確認した前記患者のデータ蓄積サーバーに記録された以前の測定データを、前記データ管理端末装置が時系列を遡って読み出し、横軸を経過時間とした既測定データのトレンドグラフ表示手段が前記データ管理端末装置に具備されたことを特徴とする請求項 1 記載の患者データ採取管理システム。

【請求項 10】

バイタルデータの測定を担当するデータ採取者を確認する採取者判定ステップと、
前記測定の対象となる患者を確認する患者判定ステップと、
予め設定した測定の項目を表示し、測定実施項目を指定する測定指示ステップと、
前記測定実施項目に関わる、前記患者に装着された測定機器から測定データを取り込むデータ取得ステップと、

この取り込まれた測定データを基準値と比較判定する第 1 の測定データ判定ステップと、
前記取り込まれた測定データと前記第 1 の測定データ判定ステップの結果を共に表示する測定データ表示ステップと、

この測定データ表示ステップにより表示された前記測定データを、「データ記録」あるいは「再測定またはデータ廃棄」のいずれかの処理を選択する第 2 の測定データ判定ステップと、

この第 2 の測定データ判定ステップで、「データ記録」が選択された場合に、前記測定データを LAN 接続したデータ蓄積サーバーに転送し、前記患者の以前の測定データが記録されている記憶場所に追加記録する転送記録ステップと、

一方、前記第 2 の測定データ判定ステップで、「再測定またはデータ廃棄」が選択された場合に、「再測定」あるいは「データ廃棄」のいずれかの処理を選択する第 3 の測定データ判定ステップと、

この第 3 の測定データ判定ステップで、「再測定」が選択された場合に、前記測定指示ステップに戻り、測定実施項目を再指定する再測定指示ステップと、

一方、前記第 3 の測定データ判定ステップで、「データ廃棄」が選択された場合に、前記測定データを廃棄するデータ廃棄ステップとからなることを特徴とする患者データ採取管理方法。

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、病院などにおける体温、血圧、心拍数などの患者のバイタルデータを採取・管理する患者データ採取管理システムに関する。

【0002】**【従来の技術】**

病院に入院している患者に対して、担当の医師が直接患者に対して行なう診断や治療の他に、医師の指示により、患者に対し、患者の体温、血圧、心拍数などの診断に必要なバイタルデータの測定採取や、注射、点滴、投薬などの治療処置の医療行為が看護師により行われる。

【0003】

注射、点滴、投薬などの治療処置を行なう医療行為は、薬品名、投与量、処置方法などを誤ると、患者の生命にも関わる重大な医療過誤に繋がる場合もあり、看護師が行なう医療行為が処方と違わないか確認し、記録することが行われる（例えば、特許文献 1 参照。）

【0004】

一方、看護師が行なう、患者の体温、血圧、心拍数などの診断に必要なバイタルデータの測定採取は、前述の治療処置のように直接、患者の生命を脅かすことはないが、診断の質を向上するため、あるいは患者の病状の変化を知る上で、非常に重要である。したがって、重篤な患者に対しては、患者連続監視装置などにより個別にその患者のバイタルデータを自動的且つ連続的に測定することが行われる。しかし、通常、重篤患者以外の大多数の

10

20

30

40

50

患者に対しては、看護師が病棟の各患者のベッドサイドを巡回し、測定機器を患者に装着し、バイタルデータを測定することが、一般的に行なわれている。

【 0 0 0 5 】

従来より行われているこのバイタルデータの測定は、患者を巡回して測定採取し、その結果の記録方法は、測定機器に表示されるデータを読み取り、患者毎のデータシートあるいは診療カルテに記入するか、これらがデジタル処理される機器のテンキーなどを使用した入力作業により行っていた。

【 0 0 0 6 】

【 特許文献 1 】

特開 2 0 0 1 - 1 5 5 0 9 8 号公報。

10

【 0 0 0 7 】

【 発明が解決しようとする課題 】

上に述べた、病棟の患者に対する従来のバイタルデータの採取、記録では、データシートやカルテの取り出し、データ値の読み取りなど、データ採取者の手間を要するうえに、誤記入や誤入力などのミスを行なうことも多く、記録の信頼性が損なわれることがあった。

【 0 0 0 8 】

また、データの採取、記録が主な目的であるため、患者の過去のデータが記録されている患者個々のカルテなど嵩張る資料は持参せずにおこなわれて、患者毎の病状に対応する測定結果の判定ができないために、適切な処置が遅れる場合もあった。

【 0 0 0 9 】

20

この発明は上記の問題点に鑑みてなされたもので、測定データの転記または入力のミス防止、および手間作業を廃し、看護業務の省力化を図ると共に、対象患者の過去のデータを参照して患者状況の把握が容易な、患者データ採取管理システムを提供することを目的とする。

【 0 0 1 0 】

【 課題を解決するための手段 】

本発明の患者データ採取管理システムは、バイタルデータの測定を担当するデータ採取者を確認する第 1 の確認手段と、前記測定の対象となる患者を確認する第 2 の確認手段と、予め設定した複数のバイタルデータ測定項目の少なくとも 1 つ以上を指定する第 1 の指示手段と、前記第 2 の確認手段により確認した前記患者に装着され、前記第 1 の指示手段により指定した測定実施項目を測定する測定手段と、この測定手段から得られた測定データを読み込み、一時保持するデータ取得手段と、このデータ取得手段に一時保持された前記測定データが、基準範囲内にあるか否かを判定する測定データ判定手段と、この測定データ判定手段の判定結果を前記測定データと共に表示するデータ判定表示手段と、前記データ判定表示手段により表示された前記測定データの記録を指示した場合に、前記患者の以前の測定データが記録されるデータ記憶装置を有するデータ蓄積サーバー、前記測定データの転送・記録を指示する第 2 の指示手段並びにコードリーダ有するモバイルコンピュータによるデータ管理端末装置とを具備することを特徴とするものである。

30

【 0 0 1 1 】

さらに、本発明の患者データ採取管理システムは、前記第 1 および第 2 の確認手段が、前記コードリーダにより、データ採取者または患者に装着されている ID コードを読み取り、前記データ蓄積サーバーに記録されたデータ採取者リストまたは患者リストに照会して確認するものであることを特徴とするものである。

40

【 0 0 1 2 】

さらに、本発明の患者データ採取管理システムは、前記予め設定した複数のバイタルデータ測定項目に、体温、最高血圧、最低血圧、脈拍数、呼吸数の少なくとも 1 つが含まれ、バイタルデータ測定項目は前記データ管理端末装置の記憶手段に設定されることを特徴とするものである。

【 0 0 1 3 】

さらに、本発明の患者データ採取管理システムは、前記予め設定した複数のバイタルデー

50

タ測定項目が、前記第2の確認手段により確認した前記患者の病状に基づき、前記データ記憶サーバーに患者毎に測定項目が設定され、これを前記データ管理端末装置が読み出して設定されることを特徴とするものである。

【0014】

さらに、本発明の患者データ採取管理システムは、前記予め設定した基準範囲が、患者の如何を問わず医学的見地より正常と判断する値の範囲が設定されることを特徴とするものである。

【0015】

さらに、本発明の患者データ採取管理システムは、前記予め設定した基準範囲が、前記第2の確認手段により確認した前記患者の病状に基づき、前記データ記憶サーバーに患者毎に基準範囲が設定され、これを前記データ管理端末装置が読み出して設定されることを特徴とするものである。

10

【0016】

さらに、本発明の患者データ採取管理システムは、前記第2の指示手段において、記録が指示された場合に、前記患者の以前の測定データが記録されるデータ蓄積サーバーのデータ記憶装置に転送・記録するデータが、前記測定データ、データ測定日・時・分、およびデータ採取者の各データであることを特徴とするものである。

【0017】

さらに、本発明の患者データ採取管理システムは、前記第2の指示手段において、前記測定データの記録を指示しない場合に、測定実施項目に対し、測定の再度実施、あるいは測定データ廃棄のいずれかを指示する第3の指示手段を設けたことを特徴とするものである。

20

【0018】

さらに、本発明の患者データ採取管理システムは、前記第2の確認手段により確認した前記患者のデータ蓄積サーバーに記録された以前の測定データを、前記データ管理端末装置が時系列を遡って読み出し、横軸を経過時間とした既測定データのトレンドグラフ表示手段が前記データ管理端末装置に具備されたことを特徴とするものである。

【0019】

また、本発明の患者データ採取管理方法は、バイタルデータの測定を担当するデータ採取者を確認する採取者判定ステップと、前記測定の対象となる患者を確認する患者判定ステップと、予め設定した測定の項目を表示し、測定実施項目を指定する測定指示ステップと、前記測定実施項目に関わる、前記患者に装着された測定機器から測定データを取り込むデータ取得ステップと、この取り込まれた測定データを基準値と比較判定する第1の測定データ判定ステップと、前記取り込まれた測定データと前記第1の測定データ判定ステップの結果を共に表示する測定データ表示ステップと、この測定データ表示ステップにより表示された前記測定データを、「データ記録」あるいは「再測定またはデータ廃棄」のいずれかの処理を選択する第2の測定データ判定ステップと、この第2の測定データ判定ステップで、「データ記録」が選択された場合に、前記測定データをLAN接続したデータ蓄積サーバーに転送し、前記患者の以前の測定データが記録されている記憶場所に追加記録する転送記録ステップと、一方、前記第2の測定データ判定ステップで、「再測定またはデータ廃棄」が選択された場合に、「再測定」あるいは「データ廃棄」のいずれかの処理を選択する第3の測定データ判定ステップと、この第3の測定データ判定ステップで、「再測定」が選択された場合に、前記測定指示ステップに戻り、測定実施項目を再指定する再測定指示ステップと、一方、前記第3の測定データ判定ステップで、「データ廃棄」が選択された場合に、前記測定データを廃棄するデータ廃棄ステップとからなることを特徴とするものである。

30

40

【0020】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施形態を図面により詳細に説明する。

【0021】

50

図 1 は、本発明の患者データ採取管理システムの構成を示す図である。

【 0 0 2 2 】

本実施形態の概略の構成は、データ採取の対象となる患者のベッドサイドにデータ採取者が携行するバイタルデータ管理端末 1 4 およびバイタルデータ測定器 1 5 と、採取したデータが LAN 接続により転送され、記録される病院のデータセンターに設置されたデータ蓄積サーバー 1 7 とからなる。

【 0 0 2 3 】

さらに詳しくは、バイタルデータの測定が行われるベッドサイドにおいて、データ採取者を識別する採取者 ID コード 1 1 が記された名札等をデータ採取者は所持し、患者は、バイタルデータ採取対象患者の識別する患者 ID コード 1 2 が記されたリストバンドなどを装着している。データ採取者が携行するバイタルデータ管理端末 1 4 は、これらの ID コードを読み取るコードリーダー 1 3 を具備する。なお、この ID コードには、情報量が多く、汚れにも安定な二次元バーコードが好適であり、使用される。

10

【 0 0 2 4 】

また、バイタルデータ管理端末 1 4 は、ケーブル接続あるいは赤外線や電波などの無線方式通信手段 1 8 a、1 8 b を備えて、センサがデータ採取対象の患者に装着され、体温、血圧、心拍数、呼吸数などのバイタルデータを測定するバイタルデータ測定機器 1 5 との間で測定データを送受信する。

【 0 0 2 5 】

バイタルデータ管理端末 1 4 が LAN 接続するデータ蓄積サーバー 1 7 には記憶装置 1 6 を備え、患者毎の過去の測定データを含む種々のデータが記憶されており、データ採取を許可されたデータ採取者の ID コード、測定対象となる患者の ID コード、および個々の患者に関する種々のデータを記録保存する。

20

【 0 0 2 6 】

なお、バイタルデータ管理端末 1 4 とデータ蓄積サーバー 1 7 との LAN 接続においても、ケーブル接続より好適である無線 LAN 接続をする無線 LAN 送受信手段 1 9 a、1 9 b をそれぞれに備える。

【 0 0 2 7 】

次に、本実施形態の作用、動作を図 2 に示すバイタルデータ測定のフロー図を用いて説明する。

30

【 0 0 2 8 】

図 2 は、バイタルデータの測定対象となる一人の患者の本実施形態による測定の手順を示す。

【 0 0 2 9 】

まず、ステップ S 2 1 で、名札などに記された採取者 ID コード 1 1 を、バイタルデータ管理端末 1 4 に備えるコードリーダー 1 3 で読み取る。

【 0 0 3 0 】

読み取られた ID コードは、ステップ S 2 2 で、バイタルデータ管理端末 1 4 から LAN 接続を介し、データ蓄積サーバー 1 7 に照会される。この照会は、データ蓄積サーバー 1 7 の記憶装置 1 6 に記録保存されている登録データの採取者登録リスト 1 6 a に、この ID コードが採取者として登録済みであるかを判定する。ここで登録済みを確認すれば、この ID コードがこれから行われる測定の「データ採取者」として記録される。さらに、次のステップ S 2 3 のために、「患者 ID コード入力」をバイタルデータ管理端末 1 4 の表示部 1 4 a に表示する。

40

【 0 0 3 1 】

一方、ID コードの登録が確認できない場合は、「採取者 ID 再度読み取り」の表示をし、ステップ S 2 1 へ戻す。

【 0 0 3 2 】

次に、ステップ S 2 3 で、測定対象の患者が装着しているリストバンドなどに記された患者 ID コード 1 2 を、同じくコードリーダー 1 3 で読み取る。読み取られた患者 ID 識別コ

50

ードは、ステップ S 2 4 で、記憶装置 1 6 に記録保存されている登録データの被測定患者リスト 1 6 b に問い合わせる。登録済みの患者であることを確認すれば、次のステップ S 2 5 へ進める。

【0033】

一方、患者 ID コードが被測定患者リスト 1 6 b に登録されていない場合は、ステップ S 2 3 に戻し再度読み込の要求を表示する。

【0034】

ステップ S 2 5 では、これから行うデータ測定の途中で、患者の過去の状況を随時照会、参照するために、データ蓄積サーバー 1 7 の被測定者過去データ 1 6 c に記録された患者の測定データと一次判定基準、データしきい値、トレンド変化基準値などの判定基準データ 1 6 e を読み込み、バイタルデータ管理端末 1 4 の R A M に一時記憶する。この一時記憶されたデータは、これ以降に、「トレンドデータ表示」の指示により、随時表示参照することができる。

10

【0035】

その後、バイタルデータ管理端末 1 4 にデフォルトで登録され、通常の測定対象である体温、血圧、心拍数、呼吸数など「測定項目」を表示部 1 4 a に表示する。

【0036】

データ採取者は、表示された患者の「測定の項目」の表示を見て、表示された項目に対応する測定機器 1 5 のセンサを患者の測定部位に装着し、測定の準備をする。

【0037】

次に、ステップ S 2 6 で、データ採取者は、この準備ができた測定項目を選択・指定して、測定を開始する「測定」を、バイタルデータ管理端末 1 4 から指示する。

20

【0038】

「測定」を指示されたバイタルデータ管理端末 1 4 は、ステップ S 2 7 で、無線通信方式で接続した測定機器 1 5 から測定結果である測定データを読み込む。

【0039】

ステップ S 2 8 で、この読み込まれた測定結果を、バイタルデータ管理端末 1 4 に一時記憶してある一次判定基準、データしきい値、トレンド変化基準値などの判定基準データ 1 6 e と比較し、一次判定を行う。各測定項目は、この判定で基準外となった判定項目が、ステップ S 2 8 a で、表示色を変えるまたは点滅するなどの視覚的識知できる表示処理を行う。

30

【0040】

次に、ステップ S 2 9 で、ステップ S 2 7 で読み込まれた各測定項目毎に、測定データ、及びステップ S 2 8 の一次判定結果、すなわち、各判定項目の判定基準範囲とその合否がステップ S 2 8 a による表示処理で、表示部 1 4 a に表示される。

【0041】

医療従事者としての知識と経験を有するデータ採取者は、ステップ S 2 9 a で、先のステップ S 2 5 で読み込んだ過去データを表示部 1 4 a に併せて表示する。

【0042】

ステップ S 3 0 で、この過去データを参考にして、表示されている一次判定の判定結果を、医学的な基準で総合的に「是」または「否」の何れか二次判定する。

40

【0043】

ステップ S 3 0 の二次判定で、ステップ S 2 8 の一次判定で合格した測定項目を含み「是」と判定した測定項目のデータは、この測定結果に測定日、測定時刻および採取者 ID データを付加し、ステップ S 3 1 で L A N 接続を介してデータ蓄積サーバー 1 7 へ測定結果データとして送信し、記憶装置 1 6 の当該患者の過去データ領域 1 6 c に追加して記録保存する。

【0044】

一方、ステップ S 3 0 の二次判定で、「否」と判定した測定項目は、ステップ S 3 2 で再測定の要・否をデータ採取者が再判定、指示する。

50

【 0 0 4 5 】

「再測定を要す」と判定した場合は、「再測定」を指示して、ステップ S 2 6 に戻り、測定項目を再選択して、測定の手順を再度開始する。

【 0 0 4 6 】

「否」と判定し再測定を行わない場合は、この項目の測定データを廃棄して、「記録無し」を患者の過去データ領域 1 6 c に記録する。

【 0 0 4 7 】

ステップ S 3 3 では、患者の測定において、未測定の項目があれば、ステップ S 2 6 へ戻り、測定を追加し、無ければこの患者の測定を終了する。

【 0 0 4 8 】

以上により、患者に対する予め設定したバイタルデータの一連の測定が行われ、測定結果がデータ蓄積サーバー 1 7 に備える記憶装置 1 6 に記録される。

【 0 0 4 9 】

さらに測定対象の患者がいる場合には、新しい患者に対し、ステップ S 2 1 から始める。

【 0 0 5 0 】

本実施形態によれば、患者から採取する体温、血圧、心拍数、呼吸数などのバイタルデータの測定において、先ず、IDコードによりデータ採取者が適正な採取者であることが確認され、被測定患者も患者が装着しているリストバンドに記されたIDコードにより特定し、測定対象患者であることを確認した後、測定が実施される。

【 0 0 5 1 】

さらに、測定機器が出力する測定結果を、データ採取者が読取り、記入などの行為を行わずに、データ処理するバイタルデータ管理端末に直接取り込み、予め設定した判定値、しきい値などによる一次判定が行われる。また、看護師が医学知識を基に二次判定を行って、問題がないと判定された測定結果データが、バイタルデータ管理端末からデータ管理サーバーのデータ記憶部に、LAN回線で直接送信され、記録される。

【 0 0 5 2 】

したがって、本実施形態によるバイタルデータの採取は、データ採取担当者の読取り、転記などの人為的ミスを犯す作業が行われずに、測定データを記録することができる。また、測定対象の患者やデータ採取を行った担当者をデータ測定時に確認、特定し、測定データが採取、記録されるので、非常に信頼性の高いバイタルデータの記録を得ることが可能となり、患者を診断するための重要な情報を提供できる効果がある。

【 0 0 5 3 】

また、識別コードの照会及びデータの記録が、対象となる患者のベッドサイドで無線通信やLAN転送で実施され、完了するので、採取作業の効率向上と省力化を図る利点もある。

【 0 0 5 4 】

なお、以上の説明では、ステップ S 2 6 で表示するバイタルデータ管理端末 1 4 にデフォルトで予め設定登録された測定項目は、一般的な患者に対する標準的に設定した体温、血圧、心拍数、呼吸数などであり、データ採取者が順次測定項目を選択して、当該の患者の測定を進める場合を示した。

【 0 0 5 5 】

ところで、重症患者病棟に収容するまでもないが、病歴や病状により特別の対応を要する特定の患者に、上述の標準的に設定した体温、血圧、心拍数、呼吸数など以外の測定項目を特別に設定した場合や、一次判定において特別の判定基準による判定が必要な場合には、上述の実施形態の一部を変更して、これ等に対応することができる。

【 0 0 5 6 】

すなわち、この特定の患者に対する特別の対応は、先ず、ステップ S 2 5 において、バイタルデータ管理端末 1 4 からLAN接続を介し、データ蓄積サーバー 1 7 の測定項目リスト 1 6 d に対し、先のステップ S 2 4 で確認したIDコードの患者に関する特別測定項目の設定がされていないかを確認する。設定がない場合には、バイタルデータ管理端末 1 4

10

20

30

40

50

にデフォルトで予め設定登録される測定項目が表示され、設定がある場合は、その設定された測定項目が、L A N接続を介して読み出され、バイタルデータ管理端末 1 4 にデフォルトで予め設定登録される測定項目と併せて表示され、ステップ S 2 6 の選択項目とする。

【 0 0 5 7 】

また、一次判定基準などが特別に設置される場合も、ステップ S 2 5 において、当該患者に対し特別の基準が設定されていないか、バイタルデータ管理端末 1 4 から L A N接続を介し、データ蓄積サーバー 1 7 の基準値・しきい値リスト 1 6 e に確認する。当該患者のために設定された判定基準データが登録されている場合は、L A N接続を経由し、そのデータを参照してステップ S 2 8 で判定する。設定されたデータがない場合には、バイタルデータ管理端末 1 4 にデフォルトで予め設定されている一般的な判定に基準により判定される。

【 0 0 5 8 】

また、医学的見地から測定が必須の項目が設定されている場合には、前述のステップ S 2 5 で測定項目リスト 1 6 d に対し行われる特別測定項目の問合せ時に、この必須の測定項目に関するデータが L A N接続を介し読み出される。このデータは、ステップ S 2 6 の測定項目選択において、採取担当者の認識を高めるために、点滅表示または表示色を変えるなどの強調した表示をすることも行われる。

【 0 0 5 9 】

これ等、上述の実施形態を一部変更して、一部の患者に対し、特別の項目や判定を行なうバイタルデータ採取を行なう場合も、本発明の目的とする患者のバイタルデータの採取におけるミスの防止と共に、データ採取業務の効率向上を図る信頼性の高いバイタルデータ採取ができることは言うまでもない。

【 0 0 6 0 】

本実施形態のバイタルデータ管理端末 1 4 は、患者 I D の読取り後に、当該患者の過去のバイタルデータを L A N接続を介し、データ蓄積サーバー 1 7 から読込んで、R A M に記憶する。この R A M に記憶したデータを随時呼出して、過去の測定データがバイタルデータ管理端末 1 4 の表示部 1 4 a に表示することができるので、データ採取以外に回診時に携行して、患者の過去の状況を手許で即座に表示し、診断の参考にすることもできる簡易カルテの機能を有する利点もある。

【 0 0 6 1 】

【発明の効果】

本発明の患者データ採取管理システムによれば、データ採取者及び対象患者を照会確認し、測定値は予め設定した判定基準とデータ採取者の医療対応経験に基づいて 2 度の判定処理を経て、測定結果がデータ記憶サーバーに転送されて記憶される。したがって、本発明の患者データ採取管理システムは、採取した測定データの転記ミスや入力ミスを防止し、信頼性を高くするデータが直接転送され看護業務の省力化を図る、また、過去のデータを参照して患者の状況を容易に把握できる効果がある。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の一実施形態のシステム構成図。

【図 2】本発明の一実施形態の患者のバイタルデータ採取のフロー図。

【符号の説明】

- 1 1 . . . 採取者 I D コード、
- 1 2 . . . 患者 I D コード、
- 1 3 . . . コードリーダー、
- 1 4 . . . バイタルデータ管理端末、
- 1 4 a . . . 表示部、
- 1 4 b . . . 操作キー部、
- 1 5 . . . バイタルデータ測定機器、
- 1 6 . . . データ記憶装置、

10

20

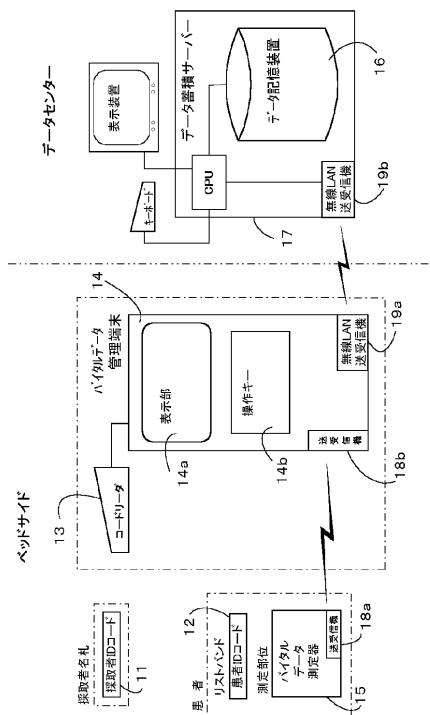
30

40

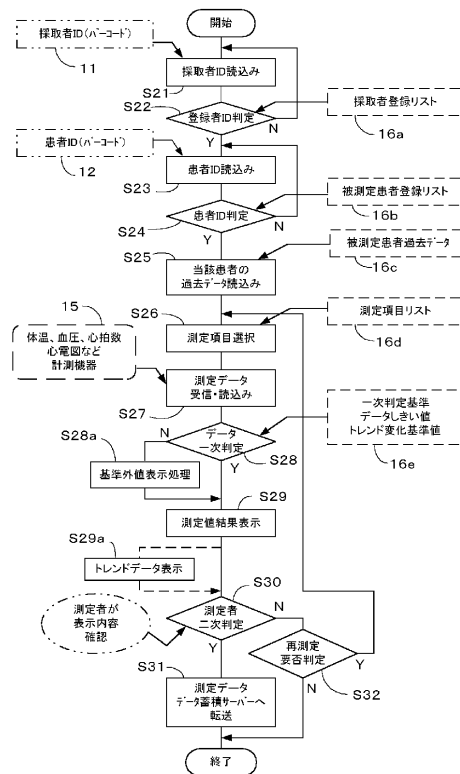
50

17・・・データ蓄積サーバー、
 18a、18b・・・バイタルデータ送受信機、
 19a、19b・・・無線LAN送受信機。

【図1】



【図2】



专利名称(译)	患者数据收集管理系统和方法		
公开(公告)号	JP2004351063A	公开(公告)日	2004-12-16
申请号	JP2003154370	申请日	2003-05-30
[标]申请(专利权)人(译)	东芝设备系统和服务公司		
申请(专利权)人(译)	东芝植物系统与服务公司		
[标]发明人	飛知和行雄		
发明人	飛知和 行雄		
IPC分类号	A61B5/00 A61G12/00 G06Q50/22 G06Q50/24 G16H10/60 G06F17/60		
FI分类号	A61B5/00.G A61B5/00.D A61G12/00.Z G06F17/60.126.H G06Q50/22 G06Q50/24 G06Q50/24.100 G16H10/00		
F-TERM分类号	4C341/LL30 4C117/XA04 4C117/XA05 4C117/XB04 4C117/XB05 4C117/XB06 4C117/XC15 4C117/XC19 4C117/XC20 4C117/XE13 4C117/XE15 4C117/XE23 4C117/XE24 4C117/XE57 4C117/XF03 4C117/XF22 4C117/XG05 4C117/XG19 4C117/XG22 4C117/XG35 4C117/XH02 4C117/XH18 4C117/XH27 4C117/XJ03 4C117/XJ12 4C117/XJ13 4C117/XJ24 4C117/XJ48 4C117/XJ52 4C117/XL01 4C117/XL03 4C117/XL22 4C117/XL26 4C117/XM04 4C117/XQ03 4C117/XQ07 4C117/XQ18 4C117/XQ19 4C117/XR02 5L099/AA22		
代理人(译)	大胡夫		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：提供一种患者数据收集管理系统和方法，其中收集数据高度可靠，并提高了收集工作效率。 解决方案：第一指令装置S26用于指定多个测量项目中的至少一个或多个，并且指定的测量执行项目的测量装置被附接到确认的患者上，并临时发送和接收测量数据。数据获取装置S27保持，临时保持的测量数据，测量数据确定装置S28确定其在预设参考范围内，同时显示确定结果和测量数据的数据 判断显示装置S29，数据收集器确认数据判断显示装置S29的显示内容，并由测量数据判断装置S30判断为有效的测量数据，记录患者的先前测量数据。第二指令装置S31，用于指令数据存储服务器进行传输/记录。[选择图]图2

